

諸謝金基準単価表

補助事業の経費の積算に当たっては、以下で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

基準単価は、積算に当たっての上限の目安を示すものであり、補助事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となり得る単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではない。

諸謝金基準単価

区分	単位	金額（円）	備考
作業補助等労務謝金	時間	1,070円	
医療スタッフ（看護師）	時間	2,000円	
医療スタッフ（医師）	時間	5,000円	
会議出席謝金	日	14,000円	実働2時間以上
会議出席謝金	時間	7,000円	実働2時間未満
講演謝金	時間	11,510円	専門的なテーマの講演
講義謝金	時間	8,050円	
実技・指導等謝金	時間	5,200円	
執筆謝金	枚	2,550円	報告書（提言）作成等